

野生の山菜類・きのこ類を出荷する皆様へ

茨城県産の野生の山菜類・きのこ類の出荷に際しては、次の確認を行ってください。

確認1 表1で●印のついた野生の山菜類・きのこ類は出荷しないでください

表1の●印のついた野生の山菜類及びきのこ類は、国の出荷制限等が指示されているため、出荷をしないでください。

表1 野生の山菜類及びきのこ類の出荷制限等の状況(令和元年9月 日現在)

	たけのこ	こしあぶら(野生)	野生きのこ(菌根性きのこ類)
日立市		●	
常陸太田市		●	
高萩市		●	●
北茨城市	●	●	
石岡市		●	
大子町		●	
桜川市		●	
笠間市		●	
常陸大宮市		●	
鉾田市	●		
城里町		●	

(●:国の出荷制限又は県の出荷自粛対象の市町村・品目)

確認2 モニタリング検査の要否を確認してください

表1の●印のついていない野生の山菜類及びきのこ類を出荷する場合は、県の放射性物質検査(モニタリング検査)が必要かどうかを、以下のホームページでご確認いただくか、採取地の属する市町村又は以下の農林事務所にお問い合わせください。

☆茨城県林政課ホームページ(茨城県内のモニタリング検査実施状況)

http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shido/shido/contents/sansai_kinoko/index.html

県北農林事務所(林業振興課)	電話:0294-80-3370	県南農林事務所(林業振興課)	電話:029-822-7087
県央農林事務所(林業振興課)	電話:029-231-2079	県西農林事務所(林業振興課)	電話:0296-24-9176
鹿行農林事務所(林業振興課)	電話:0291-33-4123	本庁(林政課)	電話:029-301-4026

確認3 出荷前検査を必ず行ってください!

野生の山菜類・きのこ類は、生育環境の違いによる放射性物質濃度のばらつきがあるため、確認1・2で問題がないことを確認した場合についても、出荷する前に放射性物質の自主検査等を実施し、食品衛生法の基準値(100Bq/kg)以下のものに限って出荷してください。

- ※1 放射性セシウム濃度が50Bq/kg以上の場合は、採取地の属する市町村に届け出てください。
- ※2 出荷の際は“検査結果の写し”を出荷先に提出してください。
- ※3 “検査結果”と“出荷先の記録”を1年間保存し、市町村及び県が求めた場合は提出いただきますようお願いいたします。